

# 契丹・宋間の澶淵体制における国境

古 松 崇 志

【要旨】 一〇〇四年の澶淵の盟締結により、契丹・宋の二国は、対等な関係で共存するようになった。両国国境は太行山脈を境に東部は平原、西部は山岳地帯と地理条件を異にしたが、すべての国境ははっきりと定まっているものと考えられていた。一〇七〇年代の西部国境の画定交渉を経て、界壕が掘られ標識が立てられ、ほとんどすべての国境線は可視化された。和平維持のために国境管理は重視され、盟約の規定により人の越境移動は建前上厳しく制限されていた。ところが、実際には、定期的な使節団や権場で交易する商人、両属戸などが公的に越境を認められていたし、それ以外にも密貿易に従事する商人をはじめとして数多くの国法を犯す越境者がいた。以上の検討を通じ、通説においてヨーロッパの主権国家登場以後に現れるとされてきた、それぞれの国家の統治のおよぶ領域が国境線によって明確に分割されるという現象が、一一世紀のユーラシア東方でもみられたことが明らかとなった。

史林 九〇巻一号 二〇〇七年一月

## はじめに

これまで、国境についての研究は、主に地理学（特に政治地理学）や政治学といった分野の重要な課題として進められてきた。これらの分野の研究によって導き出された国境にかんする理論では、明確な線としての国境線によって空間が区切られることは、おおむねヨーロッパにおける主権国家の誕生と前後して生まれ、国民国家の確立を経て、一九世紀には

ヨーロッパ植民地支配の拡大にともない世界へ広がっていったとされる。すなわち、主権が誕生した結果、国家が主権を独占的におよぼす空間たる領土の限界を明確にする必要が生じ、明確な線としての国境が重要な意味を持つようになったと広く考えられているようである。その結果、一般に政治地理学の領域では、政治境界の変遷の歴史を frontier（国境地帯）から boundary（国境線）への発展の過程として理論化する。

政治地理学の境界研究の対象は主に近代以後であるが、それ以前の古代・中世ヨーロッパの政治境界については、ヨーロッパの歴史学研究においてさかんに研究されていて、政治境界の歴史は、政治地理学における frontier から boundary への発展という理論だけでは説明できないことが明らかにされている。ただし、ヨーロッパ史の文脈では、中世までの政治境界は基本的にあいまいなゾーンであることが多く、明確な線のかたちで国家間を分かち国境というものは、やはり主権国家登場以後になって初めて現れるという理解が大勢を占めているようである。<sup>①</sup>

以上のようなこれまでの典型的な国境についての歴史理解は、あくまでもヨーロッパ史のみに立脚して導き出されたものであって、ヨーロッパ以外における近代以前の国境に対する理解は欠落したままである。もちろん、近代ヨーロッパで誕生した主権、領土、国境の概念が、一九世紀以後の世界におよぼした影響は甚大であり、それによってヨーロッパ以外のさまざまな地域でパラダイムの転換が起こったこと自体は否定できない事実である。しかし、人類の歴史における国境とはなにかという問いに答えるためには、近代以後のみならず、近代ヨーロッパ到来以前の広範な時代・地域の国境について、膨大な一次史料の博搜・収集を通じて研究を進め、その多様性に対する理解を深めることが求められる。さらに、近代以前の世界にみられる多様な国境のあり方は、近代以後になって広がったヨーロッパ発の国境概念とどのような類似点があるのか、あるいはどう違うのか、何らかの関係性はあるのか、実証的に論じていく必要がある。こうした問題にかわり、広くユーラシアをみわたして、国境を比較史の観点から研究しようという試みも始まっているものの、ヨーロッパ以外の事例研究は、いまのところじゅうぶんに積み上げられているとはいえない。

いっぽう、東アジア史あるいはイスラーム史研究の領域では、中国での天下にはただ一人の天子（皇帝）のみが君臨するという天下観や、イスラーム世界での国境概念の不在といった伝統的世界観の枠組に阻まれて、国境について正面から取り上げて実証的に研究が進められることは少なかった。また、一部の中国史を専門とする研究者は、実証研究をまったく経ることなく近代ヨーロッパ以後の国家観のモデルをそのまま援用して、前近代の中国には国境が存在しなかったと指摘することさえあった。<sup>③</sup>

ところが、事実としては、中国を含めたユーラシア東方においても、古くから複数の国家が隣り合って併存する現象はしばしばみられ、国家間の境界が存在しなかったわけではなかった。たとえば、紀元前二世紀に漢と匈奴の間で結ばれた和親関係は、対等な立場で境界の画定や交易の規定などを定めたある種の条約締結を通じて成立したものであった。

本稿では、人類の歴史のなかで国境というものを議論するための一事例として、一一世紀から一二世紀にかけて契丹（遼）と宋が南北に対峙・共存した時代をとりあげる。この時代、ユーラシア東部では、契丹・宋の二国間に結ばれた澶淵の盟を中核として複数の国家が併存する国際情勢のもと、国と国とを区切る国境が重要な意味を持っていた。そのため、当時併存した国家のうち圧倒的に豊富に残る宋代文献史料のなかから、契丹や西夏との間の国境について記した記録が数多く得られ、国境にかんする制度や実態について、それ以前の時代とは比較にならないほど詳細に知ることが可能となる。小論でこの時代の国境をとりあげる所以である。ところが、これまで宋代史研究の分野では、宋代史書に頻繁に現れる国境の存在を自明のことと考えがちであったためか、一〇七〇年代の河東北部での国境画定交渉をはじめとする国境をめぐる紛争や交渉の経緯については豊富な研究があるものの、国境そのものに焦点をあてて論じた研究は意外に少ない。<sup>④</sup>そこで本稿では、澶淵の盟成立後百年あまりにわたって平和共存した契丹と宋の二国間の国境について、その地理条件、形態、管理制度、越境する人・モノ・情報の実態といった諸問題を明らかにしていく。

③ David Abulafia and Nora Berend (ed.), *Medieval Frontiers: Concepts and Practices*, Aldershot, 2002.

② Daniel Power and Naomi Standen (ed), *Frontiers in Question: Eurasian Borderlands, 700-1700*, Basingstoke & New York, 1999.

③ たとえば、古くは矢野仁一「支那の国家及び社会」同「近代支那論」弘文堂書房、一九三三年、近年では妹尾達彦「中華の分裂と再生」『岩波講座世界歴史9 中華の分裂と再生』岩波書店、一九九九年など。

④ 宋代の国境については、古くは宋と契丹の国境地帯に設けられた両属戸についての佐伯富による研究（『宋代雄州における緩衝地両輸地について』『東亞人文学報』一号・二号、一九四一年。のち『中国史研究 第一』東洋史研究会、一九六九年所収）のなかで若干言及される。また、宋と契丹の関係を包括的に論じた著書『宋遼關係史研究』（聯経出版事業公司、一九八四年）において陶晋生は、宋人が国境の存在を認知し、国境を重視していたことを強調し、その事実により、「伝統中国」と「外夷」との間にはっきりとした法律や権力の境目は

存在しないとされてきたそれまでの見解が覆されるという重要な指摘を行っている（同書「北宋朝野人士對於契丹的看法」一〇一頁）。最近韓国の金成奎が宋代国境の形態を論じた論文がこれまで唯一の専論であるが、宋と周辺国との間に和議が成立する際には必ず国境問題の協議が付随していたことを指摘して、当時の宋の外交関係のなかに国境問題を位置づけるとともに、宋の北方国境の形態を地域ごとに論じており参考になる（『宋代国境問題の基本性格と国境の諸相』『宋代西北問題と異民族政策』汲古書院、二〇〇〇年）。そのほか、澶淵の盟の締結によって両国の国境線が明確に区切られたことを重要視する概説論文 Denis Twitchett and Klaus-Peter Tietze, 'The Liao, in Herbert Franke and Denis Twitchett (ed.), *Alien Regimes and Border States, 907-1368* (The Cambridge History of China. Vol. 6), Cambridge, 1994. などにも言及がある。

# 一 澶淵体制とは何か——二世紀ユーラシア東方の国際情勢

本稿のタイトルに掲げた「澶淵体制」は見慣れない言葉であろう。契丹・宋間の国境という本稿の主題を論ずるのに先立って、この言葉を説明することを通じ、両国が平和共存した一一世紀におけるユーラシア東方の国際情勢について概観しておこう。

八世紀半ばの安史の乱以後の唐の弱体化、さらには九世紀におけるモンゴリアの遊牧国家ウイグルの瓦解という政治情勢のもと、中華本土とモンゴル高原双方において強大な国家が不在となった状況にめぐまれ、九世紀後半より大興安嶺山脈南麓一帯を根拠地とする遊牧部族集団契丹が一気に勃興し、一〇世紀初頭に、唐の滅亡とほぼ時を同じくして、族長耶律阿保機のもと国家形成を成し遂げ、四方に征服活動を行って、つづく二代目の太宗耶律堯骨の治世までには、モンゴリ

アから華北（北京・大同地区）にかけて広大な版図をその支配下に置くようになる。いっぽう、この時期、華北では唐の崩壊をうけて、中国史で一般に五代と呼ばれるテュルク系沙陀族の軍閥を中心とする一連の軍事故権が開封あるいは洛陽を都として支配するが、契丹の北からの攻勢もあつて政局は安定せず、唐末以来の戦乱が継続する。そして一〇世紀後半には、一連の軍閥政権の延長線上に宋が成立し、第二代皇帝太宗趙昊のときに、北京・大同地区をのぞいて、中華世界のいちおうの統一を果たすことに成功する。ならび立つた契丹と宋の両国は、一一世紀初頭までは和戦を交えつつ、基本的には対立関係が続けた。そして、一〇〇四年、契丹の承天皇后とその子で皇帝の耶律文殊奴（聖宗）がみずから大軍を率いて、第三代皇帝趙恒（真宗）をいただく宋の領内奥深く侵攻し、契丹の軍事的優勢のもと和平交渉が行われ、黄河のほとり澶淵において両国間の盟約が結ばれた。それゆえ、この盟約は一般に「澶淵の盟」と呼ばれる。

澶淵の盟については、すでに数多くの研究があり、その内容は周知のものであるが、行論の都合上、いま一度確認しておきたい。<sup>①</sup>一〇〇四年（契丹・統和三年、宋・景德元年）一二月、両国間で和平が成立した結果、互いに守るべき事柄を記した誓書が交換された。誓書に記された内容は以下のとおりである。①宋から契丹への歳幣は絹二十万匹、銀十万両とする。②両国境界の州軍はそれぞれ境界を遵守し、それぞれの人が境界を侵犯することを禁止する。③盗賊が越境して逃れた場合には、互いに隠匿せずに即時に引き渡す。④耕地と農作物を荒らさない。⑤従来からある城については修繕可能だが、新たに城を造営したり河道を開掘したりすることは禁止する。<sup>②</sup>この誓書において歳幣の次に現れる規定が、両国の官憲と民が定められた国境を遵守することであつたことは注意を要する。これは、当時、国家間の和平のためには、まず境界線をはっきりさせることが必要であつたことを示すものである。金成奎がすでに明らかにしているように、宋と西夏の両国は一貫して和戦を繰り返したが、和平交渉が行われるたびに、必ず国境の画定が最重要課題となつた。逆にいえば、国境の画定なしに、和平の妥結と安定化はあり得なかつたのである。<sup>③</sup>

そのほか、誓書に明記された規定以外にも、それ以前の契丹と華北政権（五代・宋）の間の外交関係を参考にして、両

国の皇帝家が擬制家族関係を結ぶこと、使節を正月や皇帝・皇太后などの誕生日に定期的に交換すること、両国間でやり取りされる文書の様式（皇帝同士は「致書」形式を持つ国書<sup>④</sup>、両国出先機関の官庁同士（国境沿いの州同士など）では牒を用いる<sup>⑤</sup>）、国境近くの城市に榷場（公定交易場）を設置して両国商人が貿易を行うことなども定められた。

宋の朝廷においてこのときの盟約の維持がきわめて重視されたことは、仁宗趙禎の治世の一〇三五年（景祐二年）、皇帝の聖旨を奉じて、一〇〇四年に取り交わされた両国誓書をあわせて刻む石碑が国都開封宮城内の天章閣に立てられたことに象徴的に現れている。<sup>⑥</sup>天章閣は真宗の治政を讃える目的で皇帝御制・御筆の書物や書などを収めるべく建立された蔵書閣であったが、親政を開始して間もない仁宗政権は、そうした場所に誓書の碑刻を立てることによって、先代真宗の結んだ盟約をその聖政の重要な功績として称揚しようとするとともに、澶淵の盟によってもたらされた契丹との間の平和こそがみずからの政権存立にとって欠くことができないものであるという現状認識にもとづき、この盟約を未来永劫堅持していくべきことを目に見えるかたちで示したのであった。

その後、澶淵の盟成立から四〇年近くが経った一〇四二年（契丹・重熙十一年、宋・慶曆二年）、宋と西夏が全面戦争を行っているさなか、宋の窮地を見透かした契丹が、宋の西夏への出兵と国境地帯での軍備増強を口実に、後晋の石敬瑭が契丹へ割譲した燕雲十六州のうち、後周の柴榮が北伐したときに奪取した河北沿辺の雄州など関南十県の割譲（契丹の立場からは返還）を要求してきた。このときの交渉は、最終的に歳幣の増額によって決着したが、両国間で改めて誓書が取り交わされた。この誓書では、一〇〇四年の誓書を再度引用して再確認したうえで、以下のような追加事項が付け加えられた。①歳幣は絹十万匹、銀十万両を増額する。②塘淀（ため池）を新たに拡張することを禁止する。③宋は河北沿辺、契丹は古北口以南の国境地帯での駐留軍隊の増員を禁止し、事由あつて増員する場合には互いに事前通知を行う。④越境逃亡者を拘留した後、かつてに釈放することを禁止する。<sup>⑦</sup>

二度にわたって取り交わされた誓書の内容をみると、誓書とは基本的に両国が永久に戦争を起こさないようにすること

を主眼として作成されたものであることがよく分かる。とくに一〇四二年の誓書は、平和維持のためにより詳細な規定を定めたものであった。

いっぽう、誓書の末尾には、天地の神、宗廟社稷に告げて、子々孫々にまで伝えていくことを誓う文言を付し、両国皇帝が対等な立場で誓書を取り交わして、互いにその遵守を誓い合うという形式を持つ。それゆえに誓書と呼ばれるのである。

以上のような誓書の内容と形式より考えれば、澶淵の盟とは、まさしく対等な国家間に結ばれる平和条約の一種であるとみなしてよいだろう。一一世紀初頭の時点で、このような平和条約にもとづいて、対等な二つの大国が一二〇年近くも平和を維持し共存共栄したということは、世界史上においても希有なことであつたといつてよい。その後、一一世紀から一二世紀初頭にかけてのユーラシア東方は、盟約にもとづく契丹と宋の二大国の友好関係を主軸として、西夏、ウイグル、高麗、チベットなど複数の国家がおおむねは安定して併存する状況が続く。筆者は、澶淵の盟の誓書に定められた歳幣や国境の遵守をはじめとする平和維持のための規定や、誓書以外に定められた両国の擬制家族化、外交儀礼や管理貿易制度など、両国が対等な国家として共存するための仕組みと、この仕組みによつてユーラシア東方で維持された複数の国家が共存する国際秩序の双方を包み込んで、「澶淵体制」と呼ぶことを提唱したい。<sup>⑧</sup>

同時代の一〇四〇年代に確立した（ただし永続しなかったが）宋と西夏の和平関係が、宋と契丹の間の関係に影響されていることはいうまでもないが、<sup>⑨</sup>澶淵体制の枠組は、後の時代の国際関係をも規定し続けることになる。たとえば、一二世紀前半にマンチュリアから完顔阿骨打率いる女真が勃興して金を建国し、対契丹戦争の過程でまず遼東・遼西一带をその版図に入れた際に、契丹との間で和平交渉が行われたが、交渉で金が提示した両国関係は契丹と宋の関係を下敷きにするものであった。<sup>⑩</sup>また、金が契丹の燕京地区を制圧した後、宋との間で誓書が取り交わされて、燕京一带を宋へ割譲し、いわゆる靖康の難に至るまで一時的に両国は対等な国として並び立つことになるが、誓書の内容はもちろんのこと、文書の

やり取り、使節の交換など両国間の外交にかかわることがらはすべて契丹と宋の間で百年あまり続いてきた関係をもとに定められた。<sup>①</sup>その後、金が契丹・北宋を滅ぼし華北まで領有して、江南に逃れた南宋と対峙するようになる。一二世紀前半から三度にわたって両国間で盟約が結ばれたが、これもまた完全に澶淵の盟を踏襲したものであった。<sup>②</sup>盟約にもとづく両国の平和共存は、一三世紀初めのモンゴルの華北侵攻まで、途中二度の断絶と改変を含むものの八〇年近く効力を持ち続けることになる。さらに、一三世紀前半に未曾有の大帝国を築くモンゴルの時代にも、澶淵体制の影響は依然及んでいる。<sup>③</sup>

一〇〇四年に成立した澶淵の盟によってもたらされた対等な国家が共存する仕組みは、契丹・宋間の一二〇年のみならず、その後のユーラシア東方における国際関係や外交の形式を長く規定し続け、その広範な影響力、数百年に及ぶ持続力は、まさしく澶淵体制と呼ぶにふさわしいものだったといえるだろう。

本稿注釈に引く史料の略称は以下の通り。『長編』＝『統資治通鑑長編』、

『宋会要』＝『宋会要輯稿』、『会編』＝『三朝北盟会編』、『要録』＝

『建炎以来繫年要録』

① 澶淵の盟についての研究は多いが、前掲陶晋生『宋遼関係史研究』が最も要を得たものである。

② 『長編』巻五八、景德元年十二月辛丑、李壽原注所引『两朝誓書冊』、莊綽『雞肋編』巻中。

③ 前掲金成奎『宋代国境問題の基本性格と国境の諸相』一八頁参照。

④ 国書については、中西朝美『五代北宋における国書の形式について——「致書」文書の使用状況を中心に——』九州大学東洋史論集『三三』、二〇〇五年参照。

⑤ 両国間の外交問題は基本的に、両国国境地帯の出先機関の州同士（河北・宋側雄州、契丹側涿州、河東・宋側代州、契丹側朔州）の牒文書のやり取り（「関報」という）によって交渉や連絡が行われ、よ

ほどのことがない限り、朝廷同士の直接交渉にはならなかった。宋の記録によれば、小事は州に裁量権が与えられ、大事の場合、上奏して朝廷へ報告し、裁可をおおぐことを要したが、交渉にあたつての名義はあくまでも出先の州であった。

⑥ 『雞肋編』巻中『两朝誓書』、景德二年二月一日、奉聖旨、令上石於天章閣。この景德二年が景祐二年の誤りであることは、『長編』巻五八原注所引『两朝誓書冊』参照。

⑦ 『長編』卷一三七、慶曆二年九月乙丑。

⑧ ただし、澶淵の盟の誓書や誓書外に定められる規定が、それ以前の契丹と華北政権（いわゆる五代諸政権と宋）の間で取り結ばれてきた関係をふまえるもので、決してこのときに創案されたものではないことには注意を要する（前掲陶晋生『宋遼関係史研究』、毛利英介『澶淵の盟の歴史的背景——雲中の会盟から澶淵の盟へ——』『史林』八九卷三号、二〇〇六年）。しかし、そうではあっても、澶淵の盟の締

結が、契丹・宋兩大國の百年以上にわたる平和共存をもたらし、「澶淵体制」と呼ぶに足る國際關係安定のための仕組みを提供することに成功し、その後のユーラシア東方の外交關係のモデルとして長く影響力を持ち続けることを考えれば、やはりその歴史上の画期的意義は否定できない。なお杉山正明が最近澶淵の盟後の契丹・宋を中心とする多國共存體制を指して「澶淵システム」という語を用いている（杉山正明『中國の歴史』疾駆する草原の征服者 遼夏金元』講談社、二〇〇五年）。

⑨ 周知のとおり、宋・西夏關係は、宋を君とし西夏を臣とする君臣關係が維持され、宋・契丹の対等な關係とは異なる。しかし、宋から西夏へ歲賜を贈ることが規定されたことや、國境を明確にしたこと、管理貿易を行うことなど、澶淵の盟に準じた關係が取り結ばれた。

⑩ 一一一七年冬の遼・宋の戦いで契丹が大敗し、醫巫閭山周辺の遼西一帯まで金の支配下に入ったのを受け、翌年に契丹側から講和が提起された。このとき、金側からは、冊書によって阿骨打を皇帝に封ずること、対等な國家であることを認めること、金と遼（契丹）の間で擬制家族關係を結ぶこと、遼から金へ歲幣を送ること、定期的に使節を交換することなどを要求しており（『会編』卷三參照）、明らかに契丹・宋關係を下敷きにしていたことが分かる。実はこのときの交渉が成功していれば、金・遼・宋の三國鼎立もあり得た。

⑪ 一一二二年二月、完顏阿骨打率いる金軍が燕京を無血開城し、翌年金・宋間で誓書が取り交わされたが、燕京の割讓を明記するほか、その内容は、歲幣や境界の遵守、盜賊の處理などが規定されており、契丹・宋間の誓書と似通うものであった（『大金吊伐錄』卷上、宋主

誓書、『会編』卷一五、宣和五年四月十一日、金人誓書）。また、これに先立ち、一一二二年九月に、燕京割讓などについて協議するために金から宋の國都開封へ使節が派遣された際には「契丹例卷」を持参して、契丹・宋間の先例にもとづき使節を取り扱うよう求めているし（『会編』卷九、宣和四年九月十一日）、一一二五年に宋から許亢宗が金の太宗呉乞買即位を祝賀するために派遣されたときには、文書庫の「奉使契丹條例案牘」を参照して使節行にかんする諸事を決定した。

⑫ Herbert Franke, *Treaties between Sung and Chin*, in Françoise Aubin(ed.), *Études Song in memoriam Etienne Balazs*, ser.1, pt. 1, Paris, 1970. 一一四一年の誓書では、やはり領土の画定と歲貢・盜賊の取り扱いの規定が定められている。ただしこのときの講和は金の軍事力に対して南宋が完全に屈服したもので、南宋が金に対して臣を称し、対等な關係ではなかった。金の海陵王の南伐失敗を経て、一一六五年に再度結ばれた盟約において、兩國は契丹・宋間同様の擬制家族關係となり、歲貢は歲幣と称されたから、澶淵の盟をまったく踏襲したものとなった。このときの誓書は残らないが、領土問題が争点となつて、最終的に前回の盟約と同じにすることで決着しており、誓書には國境にかんする規定が明記されていたはずである。このほか、使節の交換、榷場の設置なども、契丹・宋間の先例にもとづき定められたものであった。

⑬ モンゴルと金、南宋の間では一時的な和議が結ばれることはあつても、恒久的な和平關係に入ることはなかったが、外交文書の形式などに「澶淵体制」の影響が及んでいる。

## 二 契丹・宋間の国境の形態

澶淵の盟の誓書に明文化された「疆界」(≡国境)<sup>①</sup>は、このときの協議によって新たに定められたものではなく、それまでの軍事的緊張のもとで両国が実効支配していた領域をそのまま維持するという、現状を追認したものであった。周知のとおり、両国の領域は一〇世紀以来の契丹と華北政権（五代・宋）の關係によつて定まったものであった。まず、九三八年、テュルク系の沙陀族の騎馬軍団を中核とする軍閥政権で、五代王朝の三番目にあたる後晋の石敬瑭が、契丹の軍事援助のもと皇帝に即位した見返りに、燕雲十六州（現在の北京・大同地区）を割譲する。その後、南の華北政権の攻勢があつて、九五九年には宋の前身政権で五代最後の王朝である後周の世宗柴榮が北伐を敢行して、河北の関南三州を奪取し、さらに九七九年には、宋の二代皇帝太宗趙昊が河東（現在の山西省）の沙陀政権北漢を滅ぼし、雁門関以南の河東が宋の版図に入った。九八九年、契丹軍の南伐によつて易州が契丹の版図に入つて以後、両国の領域は固定し、澶淵の盟を迎えることになる。

以上のような経緯によつて、契丹と宋の間の国境地帯は、現在の中国河北省、山西省にまたがっていたが、太行山脈を境として、東側は山脈東麓より海に至るまでは華北平原を、西側は山岳地帯を横断しており、東西で国境地帯の自然地形は著しい対照をなしていた。

### （一） 東部国境の形態

広大な平野に位置する東部国境は、契丹の燕京（南京析津府、現在の北京）地方と宋の河北地方を分かつ。宋の雄州北方より東側では、海に至るまで拒馬河（巨馬河）という河川が国境であつた。拒馬河は、白溝河の別称を持ち、国境の河を意味する界河とも呼ばれた。拒馬河の最下流部は、一一世紀後半には北流した黄河と合流して海に注ぐようになり、その

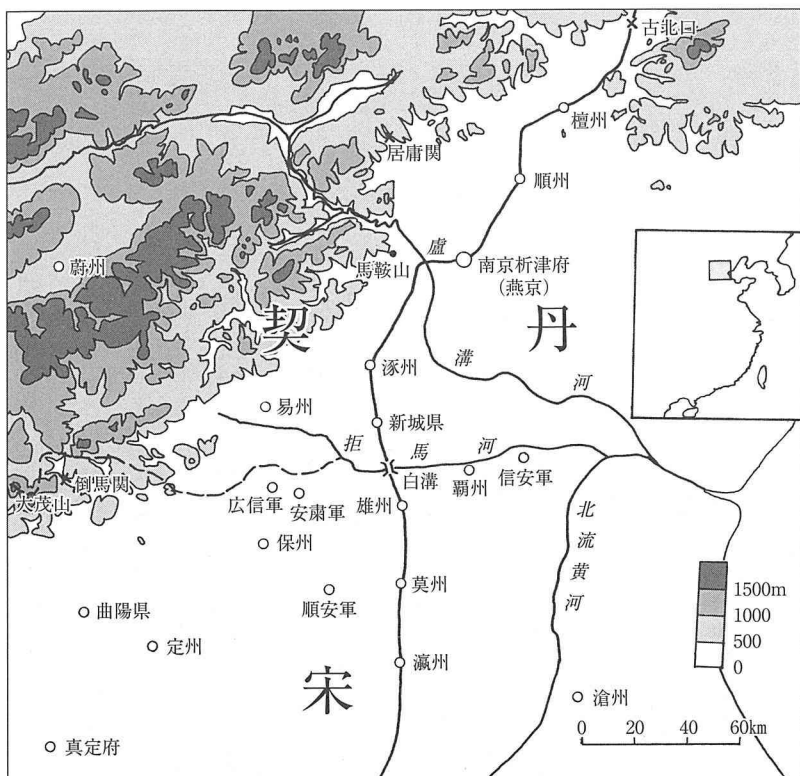


図1 契丹・宋間の東部国境と使節交通路

(備考) 破線が陸地国境，東は拒馬河が国境。国境線は『中国歴史地図集第六冊』を参考に作図

河口部分が国境となっていた。

下流部分は河幅が広いうえに、周辺は湿地帯であり、交通路としてはまったく機能しなかった。いっぽう、上流部の雄州北方付近での拒馬河は、地域を分かつような大河ではなく、あくまで上述したような契丹と華北政権との間の戦争という政治的事情によって国境となったにすぎない。前章に述べたように、澶淵の盟が成立すると、両国は使節の往還をはじめとしてさかんに通交するようになったが、公式使節が通る両国間交通の幹線路は国境を挟んで契丹の涿州・新城県と宋の雄州をそれぞれの玄関口とするものであった。両国間の外交交渉は、基本的にはすべてこの東部国境の窓口である涿州と雄州との間の文書(牒)のやり取りによって行われ、両州はそれぞれ自国の朝廷に案件を報告して判断をおおいだうえ

で交渉を進めており、両国の出先機関としての役割を果たしていた。宋の雄州は、唐以前には存在せず、後周柴榮の北伐により契丹に対する国境の最前線となった結果、辺防のための軍事要塞として瓦橋関が設けられたのを起源とし、そのうち河北辺防の枢要として発展を遂げて州に昇格した。盟約締結後、雄州は契丹との外交窓口として政治的に重要な位置を占め、なおかつ人・モノ・カネ・情報が集まる国境都市として大いに繁栄したのであった。<sup>②</sup>

さて、両国を結ぶこのルートが国境の拒馬河を越える場所には橋が架けられ、河の兩岸には両国が相手国からの使節を接待するための建物である館駅が設けられており、白溝駅と呼ばれた。両国使節は国境を越えて入国した直後、および使節行を終えて出国する直前に、対岸の相手国の館駅において宴席を設けた歓待を受けた。また、相手国使節を国境まで送り届ける送伴使が相手国側の館駅に招かれて接待を受けることも通例となっていた。国境の河に架かる橋は、盟約成立後に宋の雄州によって造営されたもので、国境の橋を意味する「白溝界首橋」とも呼ばれて、橋の中心が境界として定められていた。<sup>③</sup>そのことは、毎年宋から契丹へと贈られる銀と絹の歳幣の受け渡しがこの橋上中央において行われたことから明らかである。<sup>④</sup>

また、契丹が女真の金に滅ばされた後、燕京地区が宋に割譲されて、一時的に平州と薊州の間に両国国境が設けられていた一二五年に、金の二代皇帝呉乞買（太宗）の即位を祝賀するために許亢宗が宋の使節として派遣されたときの記録『宣和乙巳奉使行程録』には、使節が国境を越えるときにとりおこなわれる儀礼についての興味深い記述がみえる。それによれば、宋の使節（国信使）が国境に到着すると、出迎えに來た金の接待役（接伴使）とともに、国境をはさみ両側に設けられたテントで待機する。金の接伴使が使いを遣って宋の国信使に対して境界を越えることを三度にわたり請願し、そのうえで国信使はようやく馬に乗り、境界をはさんで金の接伴使と対面し、門状を互いにさし出して、鞭を挙げて挨拶してから、馬に乗ったまま境界を越えていくという儀礼がおこなわれた。<sup>⑤</sup>このとき宋から派遣された使節の規定はすべて契丹との間で取り決められた先例にもとづいていたので、この儀礼は契丹・宋間でもまったく同様に行われていたとみてよ

い。契丹と宋の場合であれば、既述のように、歳幣の引き渡しが白溝の橋上で行われていることから、やはり橋上の境界線上でこうした使節どうしの儀礼が行われたと考えられる。相手国接待役の再三の懇願を受けてようやく国境を越えるというこの儀礼が示唆するのは、当時国境線とは軽々しく越えてはならないものとみなされていたことである。誓書に記載された国境不可侵という原則が、使節の越境儀礼にも反映していたとみるべきであろう。

雄州の西側、太行山脈東麓の東側、国境を挟み契丹の易州と宋の広信軍・安肅軍が対峙する一帯では、国境線は河川ではなく平野部の陸地にあつた。地形上障壁のないこの一帯は、契丹の軍馬が容易に侵入できるので、対立期より一貫して宋の国防上最大の弱点となっていた。<sup>⑦</sup>河北西部の陸地平原の国境については、文献史料が少なく、国境線がどの辺りに引かれていたか判然としない。ただし、この一帯の国境の形態についての手がかりは、一〇七九年（元豊二年）に安肅軍と易州との間の国境線上において契丹の間諜が捕えられた記録から得られる。それによると、契丹の間諜崔士言なる人物が、宋の開封の商人と結んで、河北州軍の城郭にかんする地図を入手していたことが発覚し、おそらくは宋側官憲の意を受けたとし、安肅軍の民によって契丹領からおびき寄せられた崔士言は、「両界首」において捕えられたという。定州路安撫使からこの報告を受けた宋帝趙頊（神宗）は、崔士言が「南界」を過ぎていないのに捕縛したことは不都合であり、今後は必ず「省地」まで誘い入れてから始めて捕えるようにとの詔を発した。神宗が示した見解よりすれば、「両界首」とは、両国の官憲の手が及ばない契丹と宋の国境線上に横たわる緩衝地帯であると考えられる。そして「南界」が緩衝地帯の南側に引かれた境界線を示し、これを南へ越えると「省地」、すなわち宋の実効支配する領域となることが分かる。平野部の陸地の国境については、時代は降るが、既出の『宣和乙巳奉使行程録』にみえる金・宋間国境（現在の河北省唐山市付近）の記録が参考になる。それによれば、両国の人戸が耕作を禁止された「両界地」すなわち緩衝地帯が東西一里（約五〇〇メートル余り）の幅を持つ帯状に設けられていたことが判明し、契丹・宋間にも同様の緩衝地帯が設けられていたことを推定しうる。国境線上の緩衝地帯は、次に述べる西部国境の山岳地帯における分水嶺を国境にした場所でも設けられ

ており、当時の国境において普遍的にみられるものであったことが分かる。また、金・宋国境には「溝塹」がなく、「小津墩」（小さな土盛りあるいは石積みの標識か）によって国境が示されるのみであったことが特記されているが、このことは逆に当時の国境にはふつう境界を明示する溝（界壕）が掘られていたことを示すものである（後述）。

## （二）西部国境の形態

いっぽう、太行山脈以西の西部国境は、契丹の大同（西京大同府）地方と宋の河東路・河北路西部を分かť。広大な華北平原に位置する東部国境とは異なり、恒山の山脈を中心として、桑乾河水系と滹沱河水系を分かť最高二〇〇〇メートル級の山岳地帯において区切られる国境である。周知のごとく、この部分の国境では、盟約締結以後、複数の箇所において両国間の紛争が起こり、一〇七〇年代に全面的な国境画定交渉が行われてようやく解決したという経緯がある。この河東の国境問題は、当時の国境というものを考察するうえで恰好の題材となるが、多くの先行研究があるので交渉の詳細な経緯についてはそちらに譲り、ここでは従来あまり論じられていない国境画定の現場の実態に焦点をしぼる。

すでに述べたように九七九年（太平興国四年）の宋による北漢覆滅によって定まった西部国境では、契丹・宋両国間の軍事緊張のもと、東西三〇〇キロほどに及ぶ宋側辺境地帯での契丹による略奪を防ぐべく、国境近くの居住者を内地に強制移住させて人の居住と耕作を禁止する禁地政策を推進する。澶淵の盟成立以後も、この政策はそのまま踏襲され、禁地の無人地帯が一種の緩衝地帯として機能した。西の西夏との国境地帯でも、三―四里程度から数十里に至るまで広狭さまざまな幅の禁地が広く設けられており、禁地は当時の国境の形態としてはかなり普遍的なものであった。ところが、一〇四〇年代以後、宋が禁地の解禁を徐々に広げ、耕作しつつ辺境防備に当たる弓箭手を召募して開墾を進め、いったん放棄したかにみえた禁地に宋側が進出した結果、両国双方の官憲や民が国境付近の土地を争うトラブルが頻発した。

両国は澶淵の盟締結までの対立期に、互いに長大な国境地帯に沿って膨大な軍隊を配備し、要地には「寨」（史料上

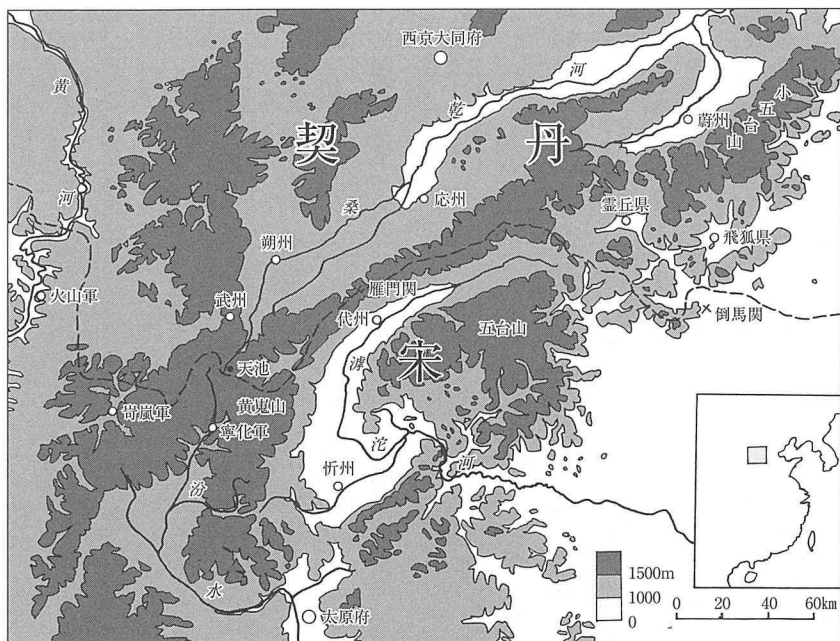


図2 契丹・宋間の西部国境  
(備考) 破線が国境を示す。国境線は『中国歴史地図集第六冊』を参考に作図

「砦」とも記す」とよばれる砦を置き、寨の管轄下にやや小規模の砦「堡」や国境監視所「鋪」を数多く境界近くに建設してにらみ合っていた。その結果、国境は両国が寨・堡・鋪を置いて実効支配する土地の間に引かれた。この国境は双方の協議によって決められたのではなく、軍事対立の現実のなかで定まったものであって、その現状が盟約締結後もそのまま踏襲された。国境監視のために境界線近くに設けられた堡や鋪は、両国国境を安定的に維持するため重要な役割を果たすものと考えられた<sup>⑪</sup>。そして、両国ともに、この国境は曖昧なところがなくすべて明確に定まっているはずだと考えていた<sup>⑫</sup>。それこそが盟約成立の前提であった。両国が従来から定まったものとしてそれぞれに主張する国境線は、山間部に位置する西部国境では食い違い、国境紛争が方々で発生することになったのであった。

事態を問題視した契丹側からの提議によって一〇七四年（契丹・咸雍一〇年、宋熙寧七年）より国境画定交渉が始まり、二度にわたる泛使（臨時特使）の

交換を経て、若干の争点を残しつつも国境画定の基本方針が定まった結果、一〇七五年夏より両国担当官が河東の国境地帯の現場に派遣されて実際の国境画定作業が始まった。宋は分画地界所、契丹は理辨疆界所という担当官のデスクをそれぞれ出先に設け、文書をやり取りしたり、実際に現場で対面して実地検分を行ったりしながら交渉を進め、順次国境を画定していった。国境画定の現場では、宋の韓續や契丹の蕭禧らの高官が総責任者として統轄するが、実地で作業にあたるのはそれぞれの領域を管轄する寨主や巡檢（国境警備隊長）であった。これら両国の国境防備を担当する軍官の監督のもと、双方の兵士が使役され、兩國共同で塹壕（史料上「壕」「界壕」「辺壕」「壕塹」など、以下界壕と記す）を掘り、石あるいは土を積み上げた国境標識（史料上「墩」を立てて、国境線を明確に可視化していったのであった。こうした界壕や国境標識は、それ以前から一部の場所ではすでにみられたが、このとき国境線が引かれた山の分水嶺の尾根にさえもわざわざ設けられている事例がみられることから、険しい山地も含めてほとんどの場所に設けられて、国境線が明示されたものと推測される。分水嶺の場合は、両側に界壕が掘られ、中間の分水嶺上が緩衝地帯とされた。<sup>⑮</sup>この界壕は、国境線を平和に維持するための施設として非常に重視され、以後何らかの原因で壊れてしまった場合には、すぐさま兩國共同で修繕作業を行っている。<sup>⑯</sup>史料上「開壕立墩」と書き表される、界壕を掘り、石あるいは土を積んだ国境標識を立てるという作業は、国境を画定する過程の最終段階として最も重要な意味をもつ実務作業だったのである。

実地の国境画定作業は、開始から一年半もの時間を要して、一〇七六年（契丹・大康二年、宋熙寧九年）冬にようやく完了する。結局、交渉の過程で契丹側の当初の主張がほとんど通り、全域で分水嶺が国境とされたうえに、現地で国境画定作業をすすめるなかで、争点となっていた黄嵬山では宋の主張する北側山麓ではなく契丹の主張する山頂に国境線が引かれ、最後まで領有をめぐり係争地となった天池についても契丹領とすることで決着した。交渉は契丹側の圧勝に終わったといつてよい。

このときの国境画定では、交渉の過程で文書や地図が大いに活用されたことも注目される。先行研究でもすでに言及さ

れているように、交渉にあたつて契丹に特使として派遣された宋の沈括は、都の開封にある枢密院の文書保管庫（架閣庫）で「地界第一冊」や「河東路商量地界第五冊」といったタイトルのつけられた案牘（文書を分類しファイルしたもの）を調査し、契丹から送られてきた文書にみられる国境に対する言及を抜き出して徹底的な研究を行い、宋側の主張の根拠を示している。<sup>⑦</sup>つまり、国境関連の文書がファイルされて冊の形に仕立てられ、交渉のための調査に用いられており、宋代においても、清代の檔案と同様に、テーマ別にファイルした冊の形で文書が整理保存され、政府の政策決定の実用に供されていたことがよく分かる。このこともまた、宋の朝廷において、国境問題がたいへん重視されていたことを示すものである。その後、沈括が契丹に派遣された際には、これらの文書を持参するわけにはいかなかったから、精査した案牘の内容を頭にたたき込んで契丹側との交渉に当たり、係争地であった天池と黄嵬山における国境については断固として契丹側に譲歩しなかったのであった（最終的な国境画定段階では既述のとおり契丹側の主張が通った）。

いっぽう、地図については、一〇五六年（契丹・清寧二年、宋・嘉祐元年）に国境紛争が生じたときに、宋ではすでに「河東地界図」という宋側が主張する国境線を描いた地図を作成し、これを契丹使節に見せて釈明している。<sup>⑧</sup>一〇七五年からの国境画定作業では、宋の担当官韓績らが河東の国境地帯全体について、山川や地形、堡鋪などの情報を載せた地図を作成して朝廷に献上し、国境画定の問題点を明示した。この地図にもとづき、朝廷は詔を韓績に与えて、問題となる具体的な場所を挙げて事細かに指示を出している。<sup>⑨</sup>また、契丹の武州と宋の代州との間に位置する瓦窰塢での国境画定は双方なかなか折り合わなかったが、やはり宋の朝廷は韓績に堡鋪、山川、居住する人戸、配置された兵士、水の流れる方向といった現地の情報を委細漏らさず盛り込んだ地図の作成・提出を命じている。水の流れる方向が記されるのは、分水嶺を国境線とするためで、分水嶺を正確に把握したうえで国境線を引くことを求めたのである。<sup>⑩</sup>以上より、朝廷の皇帝・宰相たちも現場の担当官も、いずれも相当に詳細な地図を見ながら細かな指示を出して、国境の画定を行っていたことが分かる。地図は国境画定のために欠かせないものだったのである。さらに、一〇七六年末に国境画定作業が終了してからの

ち、韓嶺は画定した国境と山谷、地名、界壕と国境標識（壕墩）、堡鋪といった情報を書き込んだ地図を作成し、契丹側との交渉の際にやり取りした文書、対面して口頭で交渉したときの語録（交渉記録）とあわせて皇帝に献上した。<sup>②</sup>この地図は、将来国境で問題が起きたときに対処するために作成・保存されたにちがいない。現存史料は宋側に限られるが、当然契丹側でも同様に地図が作成されたと推測される。

最後に山間部の西部国境のうち、一〇七四年からの国境交渉の対象とはなっていない東側の太行山中における国境の状況について若干ふれておこう。この一帯の国境は、契丹の蔚州と宋の真定府および定州の境域を区切る。山中ではあったが、国境線はやはり明確だったようであり、たとえば宋代に五岳のひとつ北岳とされた大茂山（常山）では、尾根が国境線として定められていた。<sup>③</sup>いっぽう、国境近くの山中には、河東の国境地帯と同様に、禁地が設けられていた。ただし、一一世紀後半には内部に入り込んで居住する民が次第に増え、禁地政策の維持が困難であったことが分かる。<sup>④</sup>

以上、澶淵体制下における契丹・宋間の国境の形態について、華北平原に位置する東部国境、太行山脈以西の山岳地帯に位置する西部国境の順にみてきた。平野部の陸地、河川、山間部と地理条件が異なっているが、当時の国境はすべて曖昧なところなく、はっきりとした線（厳密に言えば一定の幅を持つ帯）で引かれるべきものと観念されていた。西部国境では、両国の主張する境界が食いちがうことはあったが、最終的な国境画定交渉が一〇七六年に妥結してから、国境に曖昧な場所はほとんどなくなり、山上の分水嶺に至るまで界壕と標識によって衆人の目にはっきりと分かる形で国境線が示されたのであった。

① 当時の文献史料上に現れる国境を表す漢語の用語は、一般に「さかい」を意味する「界」字が用いられる。二字で熟す場合は、「地界」が最も一般的である。そのほか、晋書にみえる「疆界」や「界至」「辺界」「封界」など。以上は線あるいは帯としての境界を表すが、境界上の一点を表す場合は、境界の突端のニュアンスで「界首」と記

される。もうひとつの「さかい」を意味する漢字「境」はこの時代境界の意味ではあまり用いられないが、境界に沿った空間を「境上」という用語で表すことはしばしばある。

② 陶晋生「雄州与宋遼關係」『國際宋史研討會論文集』中国文化大學出版部、一九八八年。

③ 【長編】卷五九、景德二年三月丁卯。「白溝界首橋」は「長編」卷三三三、熙寧五年五月辛卯、李壽原注所引「兩朝誓書冊」にみえる。

④ 前注「兩朝誓書冊」に引用される熙寧五年（一〇七二）の雄州の奏に、「依例般第一会絹二千匹去橋中心排梁定、有北界水豐庫揀子楊元亭点過大數、一軍人數過小數。」という記述がみえる。

⑤ 門状は、対等な関係の者と会うときに私的に取り交わす名刺兼挨拶状。葉夢得「石林燕語」卷三參照。

⑥ 【金編】卷二〇、宣和七年正月二十日所引「宣和乙巳奉使行程錄」「行人並依奉使契丹條例、所至州縣、備車馬、護送至界首。前期具國信使副職位姓名、闊牒虜界、備車馬・人夫以待。虜中亦如期差接伴使副於界首伺候。兩界各有幕次、行人先令引接、齎國信使副門状過後。彼亦令人引接、以接伴使副門状回示、仍請過界、於例三請、方上馬、各於兩界心對馬立引接、互呈門状、各拳纓虛揖如儀、以次馬行。」

⑦ この地域も含め、宋の対契丹地政学の問題については松井等「宋対契丹の戰略要地」『滿鮮地理歴史研究報告』第四、一九一八年。

⑧ 【長編】卷三〇〇、元豐二年十月壬子。

⑨ Klaus Tietze, *The Liao-Sung Border Conflict of 1074-1076, in Wolfgang Bauer (ed.) *Studia Sino-Mongolica: Festschrift für Herbert Franke*, Wiesbaden, 1979* 陶晋生「王安石の対遼外交政策」前掲「宋遼關係史研究」所収、同「宋遼邊界交渉の問題」張暢耕（主編）『遼金史論集』第六輯、社会科学文献出版社、二〇〇一年、毛利英介「一〇七四から七六六年におけるキタイ（遼）・宋間の地界交渉發生の原因について——特にキタイ側の視点から——」『東洋史研究』六二卷四号、二〇〇四年など。

⑩ 【長編】卷二二八、熙寧四年十二月甲寅。宋と西夏の国境問題については、前掲金成奎「宋代西北問題と異民族政策」所収各論考。

⑪ 【長編】卷二五一、熙寧七年三月丙辰にみえる最初に蕭禧が泛使と

して宋に遣わされたときの契丹皇帝から宋皇帝に宛てた国書に、「其蔚・應・朔三州土田一帶疆里、祇自早歲曾遣使人、止於旧封俾安鋪舍、庶南北永標於定限、往來悉絕於姦徒。」とある。また、一〇七四年、最初に国境地帯で対面交渉が始まるときに宋帝が担当官に与えた詔では、兩國の堡・鋪の間に国境線あるいは国境帯（「兩不耕地」）すなわち兩國に耕作を禁止する国境の緩衝帯）を画定することを指示しており、国境を挟んで兩側から国境を維持する堡・鋪の役割が意識されていることが分かる（【長編】卷二五六、熙寧七年九月戊申）。逆に、国境紛争の際には、ある場所を自国領と主張するべく、堡・鋪を建設することも兩國ともに多くみられた。一〇七五年からの国境再画定にともない、同時に不適切な堡・鋪の取り壊しが行われた。

⑫ 前注の契丹の国書に「久來元定界至」という言葉みえ、長い間定まった国境が、本来あるべき国境であり、これを宋側が侵犯しているとな非難する。いっぽう、【長編】卷二五二、熙寧七年四月甲午の宋帝神宗の詔に「河東界至、前後已經分画」とあって、河東の国境はそれ以前にすでに明確に区切られているという見解を示す。兩者ともに、交渉以前に、国境はすでに明確に画定されていると主張したのである。

⑬ 現存するものとしては、大興安嶺南麓を中心に東西に延びる金代のものである。この界壕の場合、地面を掘った塹壕と土を積み上げた防壁を組み合わせたものが帯状に延々と続き、騎馬部隊の侵入を食い止める効果を持っていたことが分かる。李文信「金臨潢路界壕遗址」『遼海引年集』一九四七年（のち『李文信考古文集』遼寧人民出版社、一九九二年所収）参照。

⑭ 【長編】卷三三三、元豐五年正月甲午。

⑮ 当時の兩國でやり取りした文書中に「兩界分水嶺上」において宋から契丹への盜賊引き渡しが行われたことがみえ、分水嶺自体が両界地、すなわち兩國官憲の手が及ばない緩衝地とされていたことが分かる。

『長編』卷二六二、熙寧八年四月丙寅、樞密院言に引く重熙二年三月一八日の契丹順義軍（朔州）の牒。

①⑥ 『長編』卷三五〇、元豐七年十二月戊子。

①⑦ 『長編』卷二六一、熙寧八年三月辛酉、李壽原注所引沈括『乙卯入國奏請』三月二十八日資聖殿進呈所爭界至地名白劉子貼黃。

①⑧ 『宋会要』蕃夷二之一八、嘉祐二年正月。

①⑨ 『長編』卷二六六、熙寧八年七月丙子。

②⑩ 『長編』卷二七六、熙寧九年六月壬寅。

②⑪ 『長編』卷二八二、熙寧十年五月乙亥、同卷二八六、熙寧十年十二月癸巳。

②② 沈括『夢溪筆談』卷二四、雜誌一。

②③ 『長編』卷二六三、熙寧八年閏四月丙申、『宋会要』兵一八之一七、熙寧八年閏四月五日。

### 三 越境する人々——国境管理の原則と越境の実態

#### （一） 国境管理の原則

一章ですでに紹介したように、一〇〇四年に締結された盟約の誓書二条目には、両国の官憲が境界を遵守するだけでなく、それぞれの国に帰属する民が境界を越えてもう一方の国に立ち入ってはならないことを明言していた<sup>①</sup>。これを受けて、宋側では国境地帯の州・軍に対し、誓書の写しを頒布するとともに、けっして国境を侵犯してはならないことを詔によって改めて命じており、誓書に規定された国境遵守を周知徹底することで、盟約によってもたらされた和平を恒久化しようとしていたことががわかれる。平和維持のために国境は侵すべからざるものだったのであり、そのためには両国の支配の及ぶ土地が国境線によって明確に区切られていなければならないと当時の両国政権は考えていた。であればこそ、前章でみたごとく、両国間で実に細かな国境画定作業が行われたのであった。そして、辺境地帯に居住する人々は、後述する一部の両属戸をのぞいて、必ずどちらかの国に帰属していた。すなわち、当時の国家が土地と人間を截然と分かつて領有するという観念を持っていたことは疑いがない。このような領有の観念と国境のありかたは、この時代のユーラシア東方

では通有のものだったようである。

国境沿いに配備された両国の軍隊は一貫してこの誓書の越境禁止規定を遵守し、一二世紀前半に新たに金と結んだ宋によって盟約が破棄されるまで、たがいにとんど国境を侵犯することはなかった。ただし、一〇七二年（契丹・咸雍八年、宋・熙寧五年）に契丹の国境警備の騎馬部隊が界河を越えて、宋の雄州北方の両属戸居住地帯に侵入した事件をはじめとして若干のトラブルが起こることはあった。しかし、いずれも一時的な小競り合いのレベルにとどまり、大きな政治問題となることはなかった。

いっぽう、違法な越境行為を行う人々を取り締まったり、越境した盗賊を捕えたりするために、両国官憲は国境地帯のパトロールを行って治安の維持につとめた。契丹側については詳細は不明だが、巡馬という国境警備を行う騎馬部隊がいたことが知られる。宋側の河北については、保州（西部管轄）と霸州（東部管轄）に国境地帯の捕盗を職掌とする巡檢司が設置され、その下の各県や各寨に巡檢が配備されて、それぞれの管轄地域を任されて警備に当たるといふ組織構造となっていた<sup>③</sup>。そのほか、河北西部の太行山脈沿いから順安軍にかけては、長城口巡檢二員を設置して、兵を一〇〇人ずつ配して巡邏に当たらせた。これは、後述する商人の違法な越境と密貿易を取り締まるために特別に設けられたものであった<sup>④</sup>。国境沿いの要地には、前章に述べたように盟約以前からの軍事施設である寨・堡・鋪が設置されており、それぞれ付近の国境線の一定の部分を任されて、相手国の動静、違法な越境者や盗賊の侵入の有無などを監視した。こうした国境管理体制のもと、誓書の規定にもとづき、越境してきた盗賊を捕えて相手国に引き渡したり、違法な越境者を捕縛したりする事例も数多くみられる。そして、澶淵の盟締結にともない、宋では一〇〇九年（大中祥符二年）に、こうした違法な越境者を裁くための統一的な処罰規定が整えられており、誓書を背景とする国境管理体制がある程度機能していたことが分かる。にもかかわらず、後述するように、人々の越境行為を完全に禁絶することは不可能であった。

東部国境地帯の場合、国境線は拒馬河であったが、この河は魚が豊富だったようで、もともと周辺住民が船を浮かべて

さかんに漁業を行っていた。澶淵の盟により現状を追認する形で拒馬河が国境線となった結果、一〇〇六年（契丹・統和二十四年、宋・景德三年）には、両国間の取り決めによって、拒馬河上を船で航行することも船で漁を行うこともいっさい禁止された。<sup>⑥</sup>ただし、この禁令の効力もまた完全ではなく、密漁を行う漁民を根絶することは不可能であった。

さらに、澶淵の盟の誓書五条目に規定されているように、従来からある城の現状どおりの修築が許されるほかは、国境付近において城塞や河道といった軍事施設あるいは軍事転用可能な施設を新たに設けることは禁じられていた。両国ともに誓書のこの条文をよく守り、たがいに相手を刺激することを避けるようつとめていた。<sup>⑦</sup>たとえば、宋の河北ではすくなくとも盟約締結後一〇年ものあいだ、誓書で認められていた州軍城市の城壁や役所建物の修繕工事さえいっさい行われなかった。<sup>⑧</sup>宋・河北の広信軍などは、国境に近いという理由から、城壁が崩壊したにもかかわらず、盟約後二〇年以上も修築工事が行われなかった。<sup>⑨</sup>

たがいにこのような融和政策を採り、一〇〇年以上にわたって平和が続いた結果、両国間の国境地帯における辺防は弛緩した。たとえば、一二二五年に宋から金を訪れた使節団の記述によれば、対立期には契丹の対宋最前線の辺防都市であった新城県の城壁が、長年の平和のために改修されることなく、櫓壁がわずかに残るのみとなっていた。<sup>⑩</sup>また、澶淵の盟後、宋では河北の対契丹向けの軍隊を大幅に削減している。一二世紀初頭の記録によれば、河北辺防の最重要地帯のひとつである定州路に配備された軍隊は、澶淵の盟以前に十万人の大軍を擁していたのが、熙寧・元豊年間には二、三万となり、一一〇一年の時点では六、七千人にまで激減していた。<sup>⑪</sup>一〇四二年の誓書追加規定の第三条目にみえる「両国国境地帯での駐留軍隊の増員を禁止する規定は忠実に守られていたとみてよい」。

以上のように、澶淵の盟の誓書規定は両国の軍事行動を規制し、両国間の平和維持のために大いに機能していたことが分かる。しかし、国境線をまたぐ人間の移動を制限する規定は、一定の効力はあったものの、必ずしも誓書の建前通りに機能せず、以下に述べるように、多くの人々が国境を越えて往来していた。

(二) 国法で認められた越境——使節団・榷場交易商人・両属戸

まず、誓書の越境禁止規定には抵触しない、両国の公的な人の交流としてまず挙げられるのが、定期的に両国を往來する使節である。高官が任じられる正使・副使以下、随行員も含めると一度に一〇〇人ほどの大使節団が、毎年正月や皇帝・皇太后・皇后などの誕生日に祝賀の目的で派遣され、国書を取り交わし、さらに宋では国都、契丹では皇帝の宿营地（捺鉢）において使節を迎える儀礼を行い、両国の友好関係がその都度確認された。さらに、皇帝や皇太后が亡くなったときや新皇帝が即位したときにも、弔問・祝賀の使節やそれに対する返礼の使節が往還した。そしてこの時代の特徴として、皇帝のほかに、皇太后あるいは皇后も国母として独自に使節を派遣した。それゆえ、時期によっては、正月などとは違って、両国から二つの使節団合計約二〇〇人ずつが互いに派遣されることになった。また、使節の経路はほぼ決まっており、宋から契丹へ派遣される使節の場合、国都開封を出発して、華北平原を北上し、前章で述べたごとく、宋の北の玄関口雄州を出てから、館駅が設けられた白溝において国境の河拒馬河にかかる橋を越えて契丹領内に入り、新城・涿州を経て燕京に入城し、燕京より北上して古北口を通じて山をいくつか越えてから、中京を経て契丹本地の契丹皇帝が滞在する宿营地へと向かう。<sup>⑩</sup>たとえば、正旦を祝賀する使節の場合は、冬营地の広平淀（契丹語では藕絲淀）で皇帝に謁見する慣わしになっていた。使節団には相手国の送迎接待役の使節も随行し、荷物運搬のための人夫や護衛のための軍隊もつくので、一行の数は合計数百人に及んだはずである。つまり、毎年数度にわたって、使節団の大行列が両国を結ぶ街道上を往來したのであった。<sup>⑪</sup>

つぎに、国法上認められた国境を越えた両国間の交易についてみておこう。両国間で公式に認められた交易は、すべて公定交易場である榷場で行われ、宋側では河北の雄州・霸州・安肅軍・広信軍の計四箇所に設けられていた。契丹側に設置された榷場については、史料の不足から不明な点が多いが、涿州管下の新城県に置かれていたことが文献上確認できる。

朔州や代州など、河東の両国国境付近の城市に榷場が設けられたかどうかは史料上不明である。両国商人の交易は、契丹側の商人が宋の榷場へ、宋側の商人が契丹の榷場へ、それぞれ国境を越えて行うことが認められたが、官憲の監視のもとで両国商人のもたらした商品が取引され、禁輸品目も細かく定められた管理貿易であった。<sup>⑩</sup>

残念ながら榷場での具体的な交易の規定を記した文献史料は残らず、断片的な記述があるのみだが、幸いなことに少し時代の下った金・南宋間の交易規定については、盟約締結と連動して一一四二年（金・皇統二年、宋・紹興二年）および一一六四年（金・大定四年、宋・隆興二年）に定められた、国境の河淮水のほとりの城市（宋の盱眙軍）に設けられた榷場での交易にかんする詳細な規定が文献に残る。

それによれば、貿易を希望して盱眙軍の榷場までやって来た宋国内の商人は、携帯する商品価格の多寡によって大商と小商に分けられ、そのうち小商が国境を越えて対岸の金領泗州の榷場に赴いて交易を行うことが許された。小商は商品の半分を保証品として榷場に預け置き、残り半分の商品を持って泗州の榷場に赴き交易を行う。交易を終えてからいったん盱眙の榷場に戻り、交易によって得た商品を置いて、留め置いていた残りの半分の商品を持ってもう一度泗州の榷場に赴いて交易を行う。小商は自由に国境を越えて交易に行けたわけではなく、互いの身元保証をした十人一組のグループを作り、官へ申請をおこなって、淮水を渡る通行許可証である牌子を各人が受け取る必要があった。そして、榷場で携行する商品一つ一つの検査を受けてから、毎日一度だけ（時期によっては五日に一度）指定された時間に、渡航を申請した商人たちがまとまって盱眙軍を出発することを許され、淮水を官営の渡船で渡って泗州の榷場へ向かった。交易を終えて戻ってきたところで通行証の牌子は淮水の渡し場において宋側の官に回収された。ようするに、商人が国境を越える際には、一人ずつ厳重な管理が行われていたのである。いっぽうの大商は淮水を渡ることは認められず、金の商人が盱眙軍までやって来るのを待って交易を行う。金から商人が淮水を越えてやって来たら、淮水の渡し場の官がその名前を書き記して身元を確認したうえで、榷場まで護送し交易を行わせるが、両国の商人をそれぞれ別の廊に待機させて、たがいに対面するこ

とは許さず、仲買人である牙人が両者の間を往来して交易を取り持った。榷場で両国商人を対面させないのは、紛れ込んだ間諜（後述）に情報収集を行われることを警戒する国防上の理由からであったと考えられる。以上のような規定は、淮水沿いに複数設けられたそのほかの榷場でもまったく同様に適用されていた。<sup>⑤</sup>

契丹と宋の榷場については、地理条件も異なり、これと完全に同じだったわけではなからうが、前述したように、金と南宋間の外交関係をめぐる諸規定はそのほとんどが契丹・北宋間のそれを下敷きにしたものだったから、榷場での交易制度についても、すべて金と南宋の間で新たに始められたものとは考えにくく、契丹・北宋以来の制度を引き継ぐ部分は少なからずあつただろう。おそらく、越境する商人に対する厳重な審査と個体把握は、理由なき越境禁止を建前とする澶淵体制の特質を反映するものであると考えられる。また、南宋側の榷場において大商が金からやって来る商人と交易する際の規定については、北宋の榷場にも牙人の存在が確認できることから、おそらく契丹と北宋の榷場交易でも同様に、両国商人は直接接触することを認められず、牙人が交易の仲立ちを行っていたと推測される。

そのほか、合法に国境をまたぐ存在として、契丹・宋の双方に対して税役を納める両属戸（両地供輸戸）と呼ばれる人戸が河北西部の国境地帯に居住していた。<sup>⑥</sup> 両属戸の起源は両国の対立期にさかのぼる。九八六年（契丹・統和四年、宋・雍熙三年）春、宋による燕京への二度目の北伐が前回に引き続き失敗したうえに、冬には契丹が河北に大挙侵攻し、宋軍は数万単位の兵を失うという大損害を被った。その結果、翌年正月に宋帝趙昀（太宗）は德音を発して、契丹の侵入により戦災を蒙った河東・河北地方を慰撫するべく税役の免除を行った。<sup>⑦</sup> このとき税役が免除された国境沿いに分布する宋領の一部郷村から、契丹が軍事力の優勢を背景に正税たる両税と差役とを徴収し始めたと推測される。契丹側のこの動きに対し、劣勢にあつた宋は黙認せざるを得なかったものの、これらの郷村が完全に契丹に帰属してしまうのを恐れて、雑税と差役のみ徴収し、その結果、両国によってこれらの郷村人戸が「両地供輸戸」あるいは「両属戸」として認知されるようになったものと考えられる。<sup>⑧</sup> 二度にわたる対契丹作戦の大失敗を経て、これ以後、宋がひたすら消極策に転じたことを考

えれば、このような契丹に対する一方的な譲歩も、じゅうぶんであり得ることだろう。<sup>20)</sup>

さて、澶淵の盟はすでに述べたように国境地帯の現状維持を基本とするものであるが、両属戸もまたそのまま踏襲され、盟約によって何ら改編をほどこされることはなかった。両属戸の領域は人戸単位ではなく郷村単位で定められており、雄州城の北側、拒馬河の南側を中心として、保州、広信軍、安肅軍などの河北西部の国境線沿い一帯に広がっていた。<sup>21)</sup>従来の研究は言及していないが、『遼史』地理志に、宋において雄州の属県となった西の容城県と東の帰義県（唐以来の名称、宋は帰信県と改称）が、それぞれ易州と涿州の管下に置かれ、二県の民合計九千戸が巨馬河（拒馬河）の南にいたという記述がみえるが、これこそまさしく雄州北の最大の両属戸群を指す。二県の治所は契丹の新城県城内に設けられ、契丹で実際に二県の県官が任官した事例もあり、拒馬河以南の両属戸は新城県城内の二県の役所において両税を納めたり、差役にあたったりしたことが分かる。この『遼史』地理志の記述より、契丹が拒馬河以南の両属戸を自ら領有していると考えていたことが判明する。ただし、国境は拒馬河であったから、両属戸が居住する土地が宋に帰属したことは明白であった。いっぽう、宋は両属戸を差役に徴発するほか、若干の雑税を徴収するのみだったが、宋の容城県と帰信県の官衙は雄州城内にあったから、彼らが宋で納税や差役にあたる場所は雄州城内の両県官衙であった。つまり、両属戸は公然と国境をまたいで、契丹・宋双方の官衙に出入りすることを許された存在だったのである。それゆえ、両属戸はしばしば間諜として雇われ、宋では警戒すべき対象として特別な扱いを受けると同時に、両国ともに両属戸をつなぎ止めておくために、競って賑給を行ったり、税役の免除軽減を行ったりした。

佐伯富の研究以来、通説ではこの両属戸の存在が両国間の緩衝機能を持つものと解されてきたが、これは誤解を招く表現である。既述のとおり、両属戸は契丹と宋との戦争の結果、契丹の軍事力の優勢によって生まれたものであって、けっして平和維持の緩衝作用を持たせるために創出されたものではないことに留意する必要がある。澶淵の盟の時点では、国境地帯の現状維持が和平の前提条件となったため、宋にとっては歓迎すべきことではなかったはずであるにもかかわらず、

両国から税役を徴収される微妙な立場の両属戸の宋領内における存在が、結局は一貫して維持され続けざるをえなかったのである。

### (三) 違法な越境者の実態

以上のように、使節団、榷場で交易を行う客商、両国に税役を納める両属戸が公然と越境して往来することを認められていたが、そのほかにも国禁を犯して国境をまたぎ両国を行き交う人々が数多くいた。とりわけ公定貿易の枠外で密貿易を行うために違法越境する者がおびただしい数に上っていた。契丹・宋両国は建前のうえではともに厳しい禁令を発し、指定した榷場以外の場所での交易を行うことを禁じ、さまざまな禁輸品を指定していたが、これらの禁令はあまり効力を發揮しなかったようである。契丹から宋へと輸出される馬・塩・穀物、宋から契丹へと輸出される書籍・銅銭など、禁輸品の交易こそ大きな利益が上がったため、両国政府の貿易統制をくぐり抜けた密貿易がなくなることはあり得なかった。密貿易を行う商人は自国の商品を携え越境してそれを相手国で売りさばいてから、商品を買付け再び越境して帰国し、その商品を国内で売りさばいた。こうした密貿易については、つとに台湾の廖隆盛が史料を博搜して論じているので、ここでは詳しく述べない。<sup>②③</sup> 注意すべきなのは、両国間を往来していた商人が契丹や宋の人々ばかりではなかったことである。一一世紀末には、国境を越え契丹の燕京と宋の河北を往来して商業活動を行うウイグル人がいたことも知られている。<sup>②④</sup>

越境するのは商人ばかりではなかった。宋側の史料には、契丹に帰属する人が食い扶持を求めて、宋の国境沿いの州軍の倉場庫務の脚夫（荷物運搬人）や兵卒となる事例がみられる。<sup>②⑤</sup> また、僧が国境を越えて寺院に住み込むこともしばしばあった。<sup>②⑥</sup> 逆に宋から契丹へ越境して兵卒となる者もいたし、賭博をするために契丹へ越境する者さえいた。<sup>②⑦</sup>

澶淵誓書では、五項目の具体的な取り決め内容の後に、「誓書のほかに、それぞれ何も求めてはならない」という記述がある。これは、両国が盟約締結当時の現有領土・人戸をそのまま領有して、現状を変えないことを意味する。それゆえ、

和平成立以前に、戦争や人身売買などによって国境を越えて略取されたり、自らの意志で移住したりした人が数多くいたが、彼らが帰国することは許されなかった。ただし、盟約締結直後には、契丹領内より宋の河北へ戻ってくる流民は数多くいた模様で、宋ではまだ土地に戻っていない流民を招き寄せて定着させることを命ずる詔が出されたり、流民が帰ってきた場合、もと住んでいた土地を返還することを命ずる詔が出されたりしたが、契丹領内にいる人々を招き寄せることは、明らかに誓書の原則に対する違反であり、契丹側に露見すると不都合な事柄であると当時の宋の為政者によって認識されていた。<sup>②③</sup> いっぽう、盟約締結後には、越境して別の国に帰附することは、誓書の原則に照らして、やはり禁じられていた。それゆえ、盟約締結から間もない時期に契丹より投降してきた人については、皇帝の命令で本国へ送還されている。しかし、その後は契丹領の住民が新たに宋へと帰附する帰明人、もともと宋の住民だった者が契丹領内に移ってから再び戻ってくる帰正人といった人々が、数多く受け入れられるようになる。<sup>②④</sup> 史料上不明であるが、逆の事態もちろんあっただろう。

さらに、一〇一一年（契丹・統和二年、宋・大中祥符四年）に河北とあい接する契丹側の国境地帯で頰の下部に腫瘍がでる疫病が流行したとき、宋の国境付近に居住する人々が次々に南へと逃亡したことが雄州の河北縁辺安撫司から宋の朝廷へ報告されている。<sup>②⑤</sup> こうした事態が発生するのは、両国国境地帯の人々が境界を越えて比較的頻繁に往来していたことを前提にしないと理解できない。つまり、国境周辺に居住する人々にとり、国境はけっして鉄のカーテンではなく、澶淵誓書にもとづき両国国法が越境を厳禁するという建前に反して、相互に往来することが可能な空間なのであった。

また、当時、華北では乾地農法が広く行われていたが、収穫は不安定で、降水量が少ない年には旱害に見舞われやすく、結果として大規模な飢饉がたびたび起こった。そのため、飢えに苦しむ人々が大規模な集団の流民となって、かなりの距離を移動して食を求めるという事態が発生することも少なくなかった。そして、そうした飢饉が、契丹の燕京地区あるいは宋の河北や河東といった国境近くで起こったときには、流民が大挙して越境することもあった。生存を賭けて移動する

飢餓民にとり国境など関係なく、食糧のある場所を目指して移動したのである。国家はこうした事態に直面して、誓書遵守という建前に縛られて飢餓民を追い払うこともあったが、澶淵体制の友好関係を背景に、相手国からやって来た流民たちに食糧を支給したり、土地を与えたりして恩恵を施すことが多かった。

契丹・宋両国は平和共存関係に入っていたとはいえ、たがいに相手国の動向、特に軍隊の動きなどについては、依然として即時に的確な情報を把握することを必要としていたため、盟約後もそれ以前と同様に、両国とも機密費（宋側では州に割り当てられる公使錢）をばらまいて、国境地帯に居住する現地の人間や、国境をまたぐ存在である商人や両属戸、僧、榷場交易で相手国の商人と接触する牙人などを間諜として数多く雇い、情報収集につとめていた。こうした間諜が両国を股にかけて活動することが可能となったのは、以上のような越境者の普遍的な存在を前提とするものだったのである。

最後に、国境を越えた人の動きを如実に示す記録として、契丹の南の中心都市燕京（現在の北京）近くの仏教寺院にあった石刻史料を紹介しておこう。

北京中心部の西三〇キロあまり、太行山脈の東北端に位置する馬鞍山の中腹に、戒台寺という寺院が現存する。現在の伽藍は一五世紀明代に重修されたときのものを基本とするものであるが、もともとは契丹時代に法均なる高僧によって創建された慧聚寺という寺院である。法均は、僧俗身分を問わず悟りを求めるあらゆる人々が受けることのできる菩薩戒を授けた高僧で、一〇七〇年（咸雍六年）にこの山中の寺院に授戒を行うための菩薩戒壇を開設した。

この法均と馬鞍山の菩薩戒壇について伝える二つの重要な石刻史料がある。一つが法均の事跡を讃えるためにその没後に立てられた「馬鞍山故崇祿大夫守司空伝菩薩戒壇主大師遣行碑銘并序」（以下「法均遣行碑」と略称）で、戒台寺に明代に立て直されたものが現存する。この碑の記述によれば、法均が戒壇を開いてから、すぐにたいへんな評判を呼び、菩薩戒の受戒を求めて多くの人々が馬鞍山戒壇に殺到する一大受戒熱が起こった。そして、噂を耳にした時の契丹皇帝耶律涅隣（廟号道宗、漢名洪基）は法均を召し出し、崇祿大夫守司空の官号と菩薩戒壇主の称号を賜り、馬鞍山戒壇は皇帝の認可を

得ることになった。国境とかかわり、この碑刻の記述で注目されるのは、馬鞍山へ殺到した参詣者のなかには、契丹国内だけでなく、隣国の宋人や西夏人あるいは宋の西部にいたチベット系の人々も含まれていたことが判明することである。彼らは越境禁止の国禁を犯してまで、法均から受戒することを求めて馬鞍山に参詣していたのである。

そして、この事実を裏付けるもう一つの石刻史料が、北京の南に位置する新城県の寺院跡に立っていた仏頂尊勝陀羅尼経幢である。一九三〇年代の民国期に編纂された地方志『新城県志』に録文が著録されているが、現在は失われてしまったらしい。この経幢が立てられたのはまさしく法均が活躍していた一〇七二年（咸雍八年）のことであり、幢身には陀羅尼を刻んだ後ろに経幢が立てられた経緯を記す文章が刻まれている<sup>⑦</sup>。そこには、「法均遵行碑」と同様に、法均が馬鞍山の菩薩戒壇で数多くの人々に授戒したことが記されているが、なかでも注目すべきなのは、宋より国境を越えてやって来る参詣者が夥しい数にのぼっていたことが明記されていることである。さらに、その後が続いて、地元郷村に居住し契丹政府に仕える下級官でもあった仏教を信仰する有力者が、地元の仏僧と協力して、契丹と宋の間を結ぶ駅伝が設けられた街道沿いで、南の宋から馬鞍山戒壇を目指して北上していく数多くの参詣者たちを助けるべく、無制限に食事を布施する無遮会を行ったことが記されている。宋からの参詣者に対する無遮会が行われた新城県とは、既述のとおり、宋と契丹の間を結ぶ街道の契丹側の玄関口に位置し、椎場も設けられてにぎわった場所である。宋から密入国した参詣者たちは、両国の公式の使節も通ったこの街道上を通って、燕京近くまで北上し、戒壇を訪れていたのである。

契丹領内の燕京にあった戒壇への参詣熱が、時を同じくして異国である宋においても起こるということは、法均という高僧が菩薩戒壇を開き多くの信徒を集めて菩薩戒を授けているという情報、国境を越えてすぐに宋へと伝わったことを意味する。その背景には、本章でここまで述べてきたように、合法・非合法を問わず、国境を越えた人間の移動・交流がさかんだったことがある。なおかつ馬鞍山戒壇は、山中ながら、宋と契丹を結ぶ幹線路からわずか一五キロほどという交通至便な地に位置していたから（38頁図1参照）、おそらく契丹最大の都市燕京を目指し密貿易に従事したと考えられる宋

の商人などにとっては、立ち寄りやすい場所であったと考えられる。さらに、北の馬鞍山参詣を目指す密入国者たちが堂々と兩國を結ぶメイン・ルートである街道上を通り、契丹政府に仕える官でもある街道沿い鄉村の有力者が彼らに対して無遮会を開いて救済したという事実、そしてそのことを称揚すべき美事として語る経幢記文の存在よりすれば、仏教国家を自認する契丹国にとり、自国の高僧を慕って国法を犯してまで越境してやって来る参詣者は、けっして禁絶すべき対象ではなく、むしろ歓迎すべき存在だったと考えられる。つまり、澶淵の盟にもとづき国境を越えた移動を厳しく制限する兩國国法上の建前とは裏腹に、現実には越境行為は黙認されていたと考えざるを得ない。兩國間には国境をめぐる若干のトラブルは時としてみられたものの、おおむねは澶淵体制のもと平和が保たれ、国境地帯での緊張感希薄で、兩國に帰属する人々は国境を越えた交流を保持し続けていた。国境によって人・モノ・情報の移動・伝達が遮断されることはなかったのである。

周知のとおり契丹と宋とでは残存する文献史料の分量に大きな差があるために、本稿において主に依拠したのは宋の政府の文書史料を材料に整理・編纂した典籍文献史料（『続資治通鑑長編』、『宋会要輯稿』など）である。これらの史料群は官制史料であって、その記述は、宋の政権あるいは皇帝・臣僚を含む為政者たちの意向や認識を反映するものである。それゆえ、こうした文献にみられる国境にかんする記載の傾向は、国家がいかにして国境付近の人・モノの動きをコントロールすべきかという方向に大きく傾く。それに対し、如上の石刻史料は資料の性質として方向性をまったく異にし、契丹側の同時代史料という意味で非常に珍しいばかりでなく、兩國をまたぐ違法な越境者の実態を伝え、その視点に立つ点でもきわめて貴重な価値を有するものである。

① 『長編』卷五八、景德元年十二月辛丑、李燾原注所引『兩朝誓書冊』「沿辺州軍、各守疆界、兩地人戸、不得交侵。」

② 『長編』卷五八、景德元年十二月辛丑、『宋会要』蕃夷一之三三、

景德二年正月七日。

③ 保州の保州縁辺巡檢司と霸州の雄霸州縁界河巡檢司が、それぞれ河北西部と東部の国境警備を管掌し、慶曆年間に河北四路安撫司が設置

されると、それぞれ定州路安撫司と高陽関路安撫司の管轄下に置かれた（『長編』卷一六一、慶曆七年八月丁卯）。

④ 『宋会要』兵二七之一三、景德三年九月十九日。

⑤ 『宋会要』兵二七之一六、大中祥符二年九月。

⑥ 『長編』卷六三、景德三年八月癸未。

⑦ 盟約を是が非でも維持しなかった宋では、国境地帯での軍事施設の建設をいっさい禁止し、誓書の遵守を徹底している（『宋会要』兵二七之一五、景德四年五月）。また、新たな築城や軍事施設の増設などに対する両国の相互監視は厳しかった（『長編』卷七八、大中祥符五年七月壬申、同卷三三五、熙寧五年七月丙申など）。

⑧ 『長編』卷八一、大中祥符六年七月乙未。

⑨ 『長編』卷一〇四、天聖四年十月甲戌朔。

⑩ 前掲『会編』卷一〇所引『宣和乙巳奉使行程録』。

⑪ 『国朝諸臣奏議』卷一四〇、辺防門、張舜民「上徽宗論河北備辺五事」。

⑫ 両国間の交通路については、田村實造「遼宋の交通と遼国内に於ける経済的発達」『満蒙史論叢』第二、一九三九年（のち『中国征服王朝の研究』上、東洋史研究会、一九六四年所収）。

⑬ 使節の交換にこころの包括的な記述はHerbert Franke, Sung Embassies: Some General Observations, in Morris Rossabi(ed), *China among Equals: The Middle Kingdom and its Neighbors, 10th-14th Centuries*, Berkeley, 1983。

⑭ 榷場交易については前掲田村實造「遼宋の交通と遼国内に於ける経済的発達」、畑地正憲「北宋・遼間の貿易と歳贈にこころ」『史淵』一一輯、一九七四年、Shiba Yoshinobu, *Sung Foreign Trade: Its Scope and Organization, in China among Equals* など。宋からは香藥、茶、絹織物、犀角、象牙、漆器、穀物などが、契丹からは銀、布、羊、

馬、駱駝などが輸出された。銀は主に宋からの歳幣が還流したものと考えられている。

⑮ 以上、加藤繁「宋と金国との貿易に就いて」『史学雑誌』四八巻一号、一九三七年（のち『支那経済史考証』上巻）東洋文庫、一九五三年所収）による。

⑯ 両属戸については、前掲佐伯富「宋代雄州における緩衝地両輪地について」、安国楼「宋遼边境的『両属戸』」『中国史研究』一九九一年四期、陶玉坤「也論遼宋間の両属地」姜錫東・李華瑞（主編）『宋史研究論叢』第六輯、河北大学出版社、二〇〇五年など。

⑰ 『宋大詔令集』卷一八五「敵人入寇後推恩詔」。

⑱ 『宋会要』兵二九之一、崇寧三年五月十八日。

⑲ 両属戸の最も早い事例は、『宋会要』兵二七之一にみえる雍熙四年（九八七）五月の詔にみえる。

⑳ この点について、前掲佐伯富論文では、宋太宗時代の二度にわたる燕雲十六州失地回復征戦の失敗後、契丹と宋の間で何らかの取り決めがなされたと推測する。

㉑ 前掲陶玉坤「也論遼宋間の両属地」。

㉒ 『遼史』卷四〇、地理志四、南京道「涿州……帰義県。……民居在巨馬河南、僑治新城。戸四千。……易州……容城県。……戸民皆居巨馬河南、僑治涿州新城。戸五千。また、『長編』卷二九五、元豊元年十二月丙辰に引かれる河北縁辺安撫司言のなかに、「保州牒（課の誤）知、北界燕京留守司指揮容城・帰信両県、鈴東拒馬河南両属戸母得納雄州貨糧事。」という記述がみえ、契丹の燕京留守司が容城・帰信（帰義の誤？）両県に指揮という命令文書を下していることが判明するが、これもまた契丹に「県の官衙が設けられていたことを証するものである」。

㉓ 廖盛盛「北宋と遼夏边境的走私貿易問題」『食貨月刊復刊』一〇巻

一期・二期、一九八一年（のち『国策貿易戦争——北宋与遼夏關係研究』万巻樓、二〇〇二年所収）

- ②4 呂陶『淨德集』巻五「又奉使契丹回上殿劄子」。この史料については、前掲畑地正憲論文、森安孝夫「シルクロード東部における通貨——絹・西方銀錢・官布から銀錠へ——」同（編）『中央アジア出土文物論叢』朋友書店、二〇〇四年参照。

- ②5 『宋会要』兵二七之一七、大中祥符七年三月。『長編』巻七八、大中祥符五年六月丁未。

- ②6 『長編』巻八一、大中祥符六年七月乙未、同巻一七七、至和元年九月丁亥。

- ②7 『長編』巻一六六、皇祐元年三月癸卯。

- ②8 『長編』巻七七、大中祥符五年四月戊申。

- ②9 『長編』巻六二、景德三年二月己丑、同巻六三、景德三年五月庚午。

- ③0 河東安撫司の管轄下では契丹に拉致されて自発的に帰国した者は盟約締結後一〇年間で一六二五人に上ったとの記録が残り（『長編』巻八二、大中祥符七年三月己酉）、その数的規模がうかがえる。

- ③1 『長編』巻七一、大中祥符一年四月甲寅。

- ③2 『長編』巻七五、大中祥符四年二月癸亥。

- ③3 一〇二九年には燕京地区で大飢饉が起こり、界河を越えて流民が押

し寄せ、宋の朝廷は彼らに河南の空閑地を与えて救済しようとした（『長編』巻一〇七、天聖七年三月庚辰）。また一〇七五年の春と秋には宋の河東が千越に見舞われ、食糧を求めて契丹側へと越境していく難民が発生した。寧化軍一軍だけで千戸余りが流亡したというから、深刻な飢饉に遭遇していたことが分かる（『長編』巻二六〇、熙寧八年二月甲戌、『長編』巻二六六、熙寧八年七月丁丑）。

- ③4 間諜については、宮崎市定「書禁と禁書」「東亞問題」二巻一号、一九四〇年（のち『宮崎市定全集一九 東西交渉』岩波書店、一九九二年）、前掲佐伯富論文、前掲陶晋生「雄州与宋遼關係、陶玉坤「遼宋和盟狀態下的新対抗——關於遼宋間諜戰略的分析」『黑龍江民族叢刊』一九九八——など。

- ③5 以下の記述の詳細は、拙稿「法均と燕京馬鞍山の菩薩戒壇——契丹（遼）における大乘菩薩戒の流行——」『東洋史研究』六五巻三号、二〇〇六年参照。

- ③6 この碑の拓影は北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編 第四十五冊』中州古籍出版社、一九九〇年、八四頁および北京市文物局編『北京遼金史跡図志（上）』北京燕山出版社、二〇〇三年、一六一頁参照。

- ③7 民国『新城県志』巻一五、地物篇、金石「特建葬舍利幢記」参照。

## おわりに

本稿では、一一世紀から一二世紀にかけての契丹・宋間の国境をめぐる諸問題を、当時の文献史料に即して明らかにしてきた。通説においてヨーロッパの主権国家誕生以後に現れるとされてきた、国家がみずからの統治のおよぶ領域を明確にし、二つの国家の領域が国境線（あるいは国境帯）によってはっきりと区切られるという現象が、一一世紀のユーラシア

東部においてもみられたことが明らかとなった。また、やはり一般にはヨーロッパから始まると考えられがちな複数の国家が共存する条約体制についても、ヨーロッパのそれとはもちろん大きく異なるものではあるが、一一世紀ユーラシア東方において遼瀾体制という条約体制に準ずるような独自の仕組みが存在し、以後数百年の持続力をもって多国共存体制を規定した。遼瀾体制においては、国境を明確に画定することが隣接する国家間の平和維持のために肝要な役割を果たしており、それゆえ当時の為政者たちは国境線の画定に徹底的にこだわっていたのである。そして、当時の国境線には、平地・山地といった地形条件を問わず、現代の大陸でみられる多くの国境と同様に、「両界地」あるいは「両界首」と呼ばれる、両国官憲の手がおよばず耕作も禁止された緩衝地帯が、帯状に設けられていた。この緩衝地帯の両側に、界壕が掘られ、石や土を積んだ国境標識が立てられて、国境線の存在が明確に可視化されていたのである。

さて、一步進んで、遼瀾体制におけるこうした国境のあり方が、世界史のなかでどのような位置を占めるものなのかを考えるためには、すでに比較的研究の進んでいるヨーロッパ史における成果と比較することはもちろん、ヨーロッパ以外についても、多様な言語で記された一次史料を博搜し、ユーラシア大陸の広い範囲における国境の事例を収集して比較検討していく必要があるだろう。とりわけモンゴル時代以後、東西問わずユーラシア諸国家にかんする文献史料は増加するので、国境について記した史料も豊富に得られることが予想されるが、この点について、実はほとんど解明されていない。今後の考究に待つべき部分の多いユーラシアにおける多様な国境を対象とする研究は、もはや筆者の能力のおよぶところではないが、歴史研究の普遍的なテーマのひとつである国境について、小論がさまざまな専門分野の歴史研究者の関心をいささかなりとも喚起することができたならば幸いである。

# 【付記】

本稿は平成十八年度文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）による成果の一部である。

arbitrariness of a binary, oppositional boundary that has been introduced into the gradual transformation of culture.

## The Border between Khitan and Song under the Chanyuan Treaty System

by

FURUMATSU Takashi

In the year 1004, Khitan and Song put an end to their antagonistic relationship and concluded the Chanyuan Treaty, exchanged written oaths stipulating those matters for which each side would be responsible in order to maintain the peace, and thereby established peaceful relations. The author proposes using the term “Chanyuan Treaty system” to describe both the structure of peaceful coexistence between the two countries as equal states established by the Chanyuan Treaty and the international order under which multiple states, including these two, were able to coexist in the eastern portion of the Eurasian continent by virtue of this structure. The Chanyuan Treaty system continued to govern the system of foreign relations in the eastern portion of the Eurasia for centuries thereafter.

The geographical conditions to the east and west of the Taihang Range that formed the border between the Khitan and Song varied greatly, on the eastern side of the borderlands spread the Huaibei Plain. On its western side was an elevated plain, and on the east was the Jumahe River that served as the border. The route that linked the Song prefecture of Xiongzhou and the Khitan prefecture of Zhuozhou was a road that served as a vital artery for each country. The borderline ran across the bridge over the Jumahe River that separated the countries. The annual exchange of monetary awards, *suibi*, and the diplomatic ritual of crossing the border were conducted atop the bridge. In contrast to the east, the western side of the borderlands was mountainous. This section of the border had been newly demarcated in 1076 after two years of negotiations. At that time a moat was dug along the border, and thus the moat indicated the borderline. Stones or earthworks were also erected to indicate the border as well, and thus border was clearly marked in a visible fashion. In the process of the negotiations, it is worth noting that documents and maps were employed.

In the written oaths of the Chanyuan Treaty were regulations that stipulated that officials and residents of each country were not to cross the border. On this

basis, the country to which people and land belonged was clearly distinguished, and on paper governments of the two countries strictly controlled the movements of people in the borderland. However, the reality differed, and many people crossed the borderland between the countries and traveled back and forth. Legally recognized regular border crossings were permitted for official envoys, their deputies and their escorts, numbering about 100, which were exchanged several times a year at regular intervals, merchants who conducted trade at the *quechang*, the market officially sanctioned by the two countries, and householders who lived along the border in the Hebei Circuit on the Song side who paid tax and labor service to government offices of both Khitan and Song. In addition to these legal border crossers were merchants involved in smuggling and numerous other types of illegal border crossers. Moreover, as an important example of illegal border crossing the example of the many pilgrims from Song who thronged across the border seeking to receive the Bodhisattva precepts from eminent priests at temples in the western outskirts of the Khitan Yanjing can be cited.

In this article, I make clear that in East Asia of the 11th century there had already existed the phenomenon of clearly distinguished boundaries separating the territory of two states, which is generally thought to have appeared only after the rise of the sovereign nation state in Europe.

## The Perso-Ottoman Boundary and the Second Treaty of Erzurum in 1847

by

MORIKAWA Tomoko

Unlike the straight lines that form almost every national boundary in the Middle East, the borderline between Iran and its western neighbors, Turkey and Iraq, twists through mountainous terrain (2000 kilometers in length). Behind the establishment of this border, was the important role played by the Second Treaty of Erzurum concluded in 1847 between Qajar Persia and the Ottoman Empire.

Although previous studies have pointed out this treaty had settled the fundamental borderline that is seen today in the region, there are two problematic points concerning its role. It is clearly stated in the Treaty itself that the Second Treaty of Erzurum was based on earlier accords and the settlement of the issue of the borderline was as well. This is the first point revealing the weakness of the